

平成30年（措）第14号

排除措置命令書

名宛人 別表の名宛人目録記載のとおり

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 別表の名宛人目録記載の11社（以下「11社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会（会社法（平成17年法律第86号）第2条第7号に規定する取締役会設置会社でない場合にあっては、株主総会）において決議しなければならない。
 - (1) 別紙記載の業務（以下「大崎市等発注の特定建設関連業務」という。）について、11社、株式会社江合技術コンサルタント（以下「江合技術コンサルタント」という。）及び株式会社千葉測量設計（以下「千葉測量設計」という。）の13社（以下「13社」という。）が、遅くとも平成25年7月3日以降（千葉測量設計にあっては、平成28年7月6日以降）共同して行っていた、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめていることを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、宮城県大崎市（以下「大崎市」という。）が測量業務又は土木関係建設コンサルタント業務として発注する業務について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。
- 2 11社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く10社及び大崎市に通知し、かつ、自社の従業員

に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 1 1 社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、大崎市が測量業務又は土木関係建設コンサルタント業務として発注する業務について、受注予定者を決定してはならない。

4 1 1 社は、それぞれ、第 1 項及び第 2 項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第 1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 1 1 社のうち有限会社共栄技術コンサルタントを除く 1 0 社は、それぞれ、別表の「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）の規定又は建設コンサルタント登録規程（昭和 5 2 年建設省告示第 7 1 7 号）の規定に基づき国土交通大臣の登録を受け、測量業又は建設コンサルタント業を営む者である。

イ 有限会社共栄技術コンサルタントは、別表の「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、測量に係る事業を営む者である。

ウ 名宛人以外の江合技術コンサルタントは、宮城県大崎市古川休塚字三ツ江 2 1 番地に本店を置き、測量法の規定及び建設コンサルタント登録規程の規定に基づき国土交通大臣の登録を受け、測量業及び建設コンサルタント業を営む者である。

エ 名宛人以外の千葉測量設計は、宮城県大崎市古川大宮六丁目 1 1 番 2 3 号に本店を置き、測量法の規定に基づき国土交通大臣の登録を受け測量業を営んでいた者であるが、平成 2 9 年 9 月 3 0 日、株主総会の決議により解散し、同日以降、事業活動の全部を取りやめており、平成 3 0 年 1 月 1 2 日、清算が終了している。

(2) 大崎市等発注の特定建設関連業務の発注方法等

ア 大崎市は、測量業務及び土木関係建設コンサルタント業務を含む建設関連業務の競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）を定め、建設関連業務の種類ごとに、参加資格を有する事業者（以下「有資格者」という。）を名簿に登録していた。

イ 大崎市及び大崎市土地開発公社は、平成２５年７月３日から平成２８年１２月１８日までの間、大崎市等発注の特定建設関連業務の全てについて、有資格者の中から入札の参加者を選定していた。

ウ １３社は、いずれも、平成２５年７月３日から平成２８年１２月１８日までの間（千葉測量設計にあっては、平成２８年７月６日から同年１２月１８日までの間）、有資格者であった。

エ 大崎市議会は、平成３０年６月２１日、大崎市土地開発公社の解散を議決した。

２ 合意及び実施方法

１３社は、遅くとも平成２５年７月３日以降（千葉測量設計にあっては、平成２８年７月６日以降）、大崎市等発注の特定建設関連業務について、受注価格の低落防止等を図るため

(1)ア 原則として、業務の内容等に応じてあらかじめ定めた区分に含めた者の中から受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(2) 各社の役員級の者らによる会合を開催するなどして

ア 業務の内容等に応じてあらかじめ定めた区分に含めた者について、区分ごとに受注予定者となる順番をあらかじめ定め、原則として当該順番に該当する者を受注予定者とする

イ 前記アの順番に該当する者以外の者が受注を希望する場合等においては、自社の本店等と業務場所との距離、過去に受注した業務との継続性等を勘案して、順番に該当する者と受注を希望する者らの話し合いにより受注予定者を決定する

ウ 受注予定者が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が示した入札価格以上の入札価格を提示する又は入札を辞退する

ことにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

3 実施状況

13社は、前記2により、大崎市等発注の特定建設関連業務の全てを受注していた。

4 前記2の行為の取りやめ

- (1) 江合技術コンサルタントは、平成28年12月19日までに、前記2(2)の役員級の者らによる会合に今後出席しないことを表明したことなどから、遅くとも同日以降、前記2(1)の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。
- (2) 前記(1)を契機として、11社及び千葉測量設計は、平成28年12月19日以降、当該合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。

第2 法令の適用

前記事実によれば、13社は、共同して、大崎市等発注の特定建設関連業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、大崎市等発注の特定建設関連業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、11社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置命令を命ずる必要があると認められる。

よって、11社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成30年7月26日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委 員 山 本 和 史

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 小 島 吉 晴

別紙

宮城県大崎市又は大崎市土地開発公社が、指名競争入札の方法により測量業務又は土木関係建設コンサルタント業務として発注する業務（宮城県大崎市の区域に本店を置く複数の事業者が入札の参加者に含まれるものに限る。）

別表 名宛人目録

番号	本店の所在地	事業者	代表者
1	宮城県大崎市古川中里五丁目15番10号	株式会社栄和技術コンサルタント	代表取締役 土屋 貴弘
2	宮城県大崎市古川稲葉一丁目11番12号	株式会社大崎測量設計コンサルタント	代表取締役 阿部 慎一
3	宮城県大崎市古川江合錦町二丁目1番3号	株式会社マドック	代表取締役 平澤 紀元
4	宮城県大崎市古川中里三丁目11番41号	株式会社古川測量設計事務所	代表取締役 佐藤 重
5	宮城県大崎市古川台町5番13号	株式会社テクノブレイン	代表取締役 峯岸 千絵
6	宮城県大崎市松山金谷字金谷崎畑8番地	有限会社共栄技術コンサルタント	代表取締役 井上 賢二
7	宮城県大崎市古川福沼一丁目13番5-202号	システム・ZERO株式会社	代表取締役 尾形 信一
8	宮城県大崎市古川北町三丁目9番24号	株式会社東翔測量設計	代表取締役 相澤 喜夫
9	宮城県大崎市古川塚目字北原108番地の2	株式会社萩測量設計事務所	代表取締役 佐川 吉夫
10	宮城県大崎市松山千石字広田66番地の1	有限会社北都技研開発	取締役 伊藤 正
11	宮城県大崎市古川江合寿町一丁目8番10号	有限会社和光測量設計社	代表取締役 三塚 富夫

平成30年（措）第15号

排 除 措 置 命 令 書

名宛人 別表の名宛人目録記載のとおり

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、理由及び別紙1中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 別表の名宛人目録記載の7社（以下「7社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会（会社法（平成17年法律第86号）第2条第7号に規定する取締役会設置会社でない場合にあっては、株主総会）において決議しなければならない。
 - (1) 別紙1記載の業務（以下「北部土木事務所発注の特定建設関連業務」という。）について、7社及び株式会社江合技術コンサルタント（以下「江合技術コンサルタント」という。）の8社（以下「8社」という。）が、遅くとも平成25年7月24日以降（有限会社和光測量設計社（以下「和光測量設計社」という。）にあっては、平成26年7月9日以降）共同して行っていた、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめていることを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、宮城県が北部土木事務所において測量業務又は建設コンサルタント業務として発注する業務について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。

- 2 7社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く6社及び宮城県に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 7社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、宮城県が北部土木事務所において測量業務又は建設コンサルタント業務として発注する業務について、受注予定者を決定してはならない。
- 4 7社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 7社は、それぞれ、別表の「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、測量法（昭和24年法律第188号）の規定及び建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の規定に基づき国土交通大臣の登録を受け、測量業及び建設コンサルタント業を営む者である。

イ 名宛人以外の江合技術コンサルタントは、宮城県大崎市古川休塚字三ツ江21番地に本店を置き、測量法の規定及び建設コンサルタント登録規程の規定に基づき国土交通大臣の登録を受け、測量業及び建設コンサルタント業を営む者である。

(2) 北部土木事務所発注の特定建設関連業務の発注方法等

ア 宮城県は、測量業務及び建設コンサルタント業務を含む建設関連業務の競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）を定め、同県が建設関連業務に係る参加資格を有する者として名簿に登録した事業者を、その事業規模等により、建設関連業務の種類ごとに、委託金額の区分に対応する等級に格付しており、当該格付を2年ごとに決定していた。当該等級には、上位のものから順にA及びBがあった。

イ 宮城県は、平成25年7月24日から平成29年1月31日までの間、

原則として、北部土木事務所発注の特定建設関連業務について、委託金額の区分に対応する等級の事業者の中から業務実績を考慮して入札等の参加者を選定していた。

ウ 8社は、いずれも、測量業務又は建設コンサルタント業務について、平成25年7月24日から平成29年1月31日までの間（和光測量設計社にあっては、平成26年7月9日から平成29年1月31日までの間）、A等級業者であった。

2 合意及び実施方法

8社は、遅くとも平成25年7月24日以降（和光測量設計社にあっては、平成26年7月9日以降）、北部土木事務所発注の特定建設関連業務について、受注価格の低落防止等を図るため

(1)ア 原則としてあらかじめ定めた順番により受注予定者を決定する

イ 前記アの順番に該当する者以外の者が受注を希望する場合等においては、話し合いにより受注予定者を決定する

ウ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(2) 各社の役員級の者らによる会合を開催するなどして

ア 受注予定者となる順番をあらかじめ定め、原則として当該順番に該当する者を受注予定者とする

イ 前記アの順番に該当する者以外の者が受注を希望する場合等においては、自社の本店等と業務場所との距離、過去に受注した業務との継続性等を勘案して、順番に該当する者と受注を希望する者らの話し合いにより受注予定者を決定する

ウ 受注予定者が提示する入札価格又は見積価格（以下「入札価格等」という。）は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者等が示した入札価格等以上の入札価格等を提示する又は入札等を辞退することにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

3 実施状況

8社は、前記2により、北部土木事務所発注の特定建設関連業務の大部分を受注していた。

4 前記2の行為の取りやめ

(1) 江合技術コンサルタントは、平成28年12月16日に開催された前記

2(2)の役員級の者らによる会合を欠席し、その後、前記2(2)の役員級の者らによる会合に今後出席しないことを表明したことなどから、遅くとも同月19日以降、前記2(1)の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。

- (2) 7社は、平成28年12月19日に開催された前記2(2)の役員級の者らによる会合において、前記2(1)の合意に基づき既に受注予定者を決定した業務については当該受注予定者が受注できるように協力すること及び前記2(2)の役員級の者らによる会合を今後開催しないこととしたことなどから、当該業務において受注予定者となり落札した者と宮城県との契約日の翌日である平成29年2月1日以降、当該合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。

第2 法令の適用

前記事実によれば、8社は、共同して、北部土木事務所発注の特定建設関連業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、北部土木事務所発注の特定建設関連業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、7社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置命令を命ずる必要があると認められる。

よって、7社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成30年7月26日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委 員 山 本 和 史

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 小 島 吉 晴

別紙 1

宮城県が、北部土木事務所において、入札等の方法により測量業務又は建設コンサルタント業務として発注する業務（建設コンサルタント業務として発注されるもののうち、地質調査業務を含むものは除く。）のうち、大崎地域を業務場所とし、測量業務又は建設コンサルタント業務のA等級業者のみを入札等の参加者とするもの（大崎地域に本店を置く複数の事業者が入札等の参加者に含まれるものに限る。）

別紙 2

番号	用語	定義
1	入札等	指名競争入札及び見積り合わせ
2	大崎地域	宮城県大崎市，加美郡及び遠田郡の区域
3	A等級業者	宮城県が建設関連業務に係る参加資格を有する者として名簿に登録した事業者のうち，Aの等級に格付した事業者

別表 名宛人目録

番号	本店の所在地	事業者	代表者
1	宮城県大崎市古川中里五丁目15番10号	株式会社栄和技術コンサルタント	代表取締役 土屋 貴弘
2	宮城県大崎市古川稲葉一丁目11番12号	株式会社大崎測量設計コンサルタント	代表取締役 阿部 慎一
3	宮城県加美郡加美町字矢越191番地	株式会社加美測量設計事務所	代表取締役 佐々木 清則
4	宮城県大崎市古川台町5番13号	株式会社テクノブレイン	代表取締役 峯岸 千絵
5	宮城県大崎市古川中里三丁目11番41号	株式会社古川測量設計事務所	代表取締役 佐藤 重
6	宮城県大崎市古川江合錦町二丁目1番3号	株式会社マドック	代表取締役 平澤 紀元
7	宮城県大崎市古川江合寿町一丁目8番10号	有限会社和光測量設計社	代表取締役 三塚 富夫

平成30年（措）第16号

排 除 措 置 命 令 書

名宛人 別表の名宛人目録記載のとおり

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、理由及び別紙1中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 別表の名宛人目録記載の5社（以下「5社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会（会社法（平成17年法律第86号）第2条第7号に規定する取締役会設置会社でない場合にあっては、株主総会）において決議しなければならない。
 - (1) 別紙1記載の業務（以下「栗原地域事務所発注の特定建設関連業務」という。）について、5社が、遅くとも平成25年7月10日以降（株式会社田中測量設計（以下「田中測量設計」という。）にあっては、平成26年5月28日以降）共同して行っていた、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめていることを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、宮城県が北部土木事務所栗原地域事務所において測量業務又は建設コンサルタント業務として発注する業務について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。
- 2 5社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く4社及び宮城県に通知し、かつ、自社の従業員に周

知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 5社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、宮城県が北部土木事務所栗原地域事務所において測量業務又は建設コンサルタント業務として発注する業務について、受注予定者を決定してはならない。

4 5社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人の概要

5社は、それぞれ、別表の「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、測量法（昭和24年法律第188号）の規定又は建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の規定に基づき国土交通大臣の登録を受け、測量業又は建設コンサルタント業を営む者である。

(2) 栗原地域事務所発注の特定建設関連業務の発注方法等

ア 宮城県は、測量業務及び建設コンサルタント業務を含む建設関連業務の競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）を定め、同県が建設関連業務に係る参加資格を有する者として名簿に登録した事業者を、その事業規模等により、建設関連業務の種類ごとに、委託金額の区分に対応する等級に格付しており、当該格付を2年ごとに決定していた。当該等級には、上位のものから順にA及びBがあった。

イ 宮城県は、平成25年7月10日から平成29年11月13日までの間、原則として、栗原地域事務所発注の特定建設関連業務について、委託金額の区分に対応する等級の事業者の中から業務実績を考慮して入札の参加者を選定していた。

ウ 5社は、いずれも、測量業務又は建設コンサルタント業務について、平成25年7月10日から平成29年11月13日までの間（田中測量設計にあっては、平成26年5月28日から平成29年11月13日までの間）、

A等級業者であった。

2 合意及び実施方法

5社は、遅くとも平成25年7月10日以降（田中測量設計にあっては、平成26年5月28日以降）、栗原地域事務所発注の特定建設関連業務について、受注価格の低落防止を図るため

(1)ア 自社の本店等と業務場所との距離、過去に受注した業務との継続性等により受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(2)ア 自社の本店等と業務場所との距離、過去に受注した業務との継続性等を理由に受注を希望する者がその旨を表明して受注を希望する者以外の者から了承を得ることにより、受注予定者を決定する

イ 受注予定者が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が連絡した入札価格以上の入札価格を提示することにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

3 実施状況

5社は、前記2により、栗原地域事務所発注の特定建設関連業務のほとんどを受注していた。

4 前記2の行為の取りやめ

平成29年11月14日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、5社は、同日以降、前記2(1)の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。

第2 法令の適用

前記事実によれば、5社は、共同して、栗原地域事務所発注の特定建設関連業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、栗原地域事務所発注の特定建設関連業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、5社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわ

たって行われていたこと等の諸事情を総合的に勘案すれば，特に排除措置命令を命ずる必要があると認められる。

よって，５社に対し，独占禁止法第７条第２項の規定に基づき，主文のとおり命令する。

平成３０年７月２６日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委 員 山 本 和 史

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 小 島 吉 晴

別紙 1

宮城県が，北部土木事務所栗原地域事務所において，指名競争入札の方法により測量業務又は建設コンサルタント業務として発注する業務のうち，測量業務又は建設コンサルタント業務のA等級業者のみを入札の参加者とするもの（宮城県栗原市の区域に本店を置く複数の事業者が入札の参加者に含まれるものに限る。）

別紙 2

用語	定義
A 等級業者	宮城県が建設関連業務に係る参加資格を有する者として名簿に登録した事業者のうち、A の等級に格付した事業者

別表 名宛人目録

番号	本店の所在地	事業者	代表者
1	宮城県栗原市築館字下宮 野川南 1 2 番地の 1	株式会社ウイル	代表取締役 鈴木 孝司
2	宮城県栗原市栗駒中野上 野原北 3 8 番地	岩倉測量設計株式会社	代表取締役 千葉 厚
3	宮城県栗原市築館字下宮 野町 3 3 番地	有限会社大洋測量設計	代表取締役 高橋 大石
4	宮城県栗原市金成小堤涌 戸 3 1 番地	株式会社田中測量設計	代表取締役 田中 智巳
5	宮城県栗原市築館源光 4 番 4 5 - 2 号	株式会社渡工測量設計	代表取締役 菅原 公